

文化財保護法(略称:なし)

(昭和 25 年法律第 214 号)(公布日昭和 25 年 5 月 30 日)(令和 7 年 6 月 1 日施行)(令和 4 年法律第 68 号)

e-Gov (法): <https://laws.e-gov.go.jp/law/325AC0100000214/>

e-Gov (施行令): <https://laws.e-gov.go.jp/law/350C0000000267>(令和 6 年 4 月 25 日施行)(令和 6 年政令第 174 号)

文化財保護法関連規則(列記省略): https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/bunkazai/hogoho_kisoku.html

文化庁 文化財保護制度の概要: https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/sekaitokubetsu/01/sanko_4_1.html

文化庁 記念物:<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/kinenbutsu/>

<法律の骨格>

- この法律は、昭和 24 年 1 月 26 日の法隆寺金堂壁画の消失を契機として、議員立法により昭和 25 年に成立しました。
- この法律では、文化財として、有形文化財【第 2 条第 1 項】、無形文化財【第 2 条第 2 項】、民俗文化財【第 2 条第 3 項】、記念物【第 2 条第 4 項】、文化的景観【第 2 条第 5 項】及び伝統的建造物群(町並み)【第 2 条第 6 項】の 6 分野を定義しています。
- これらの文化財のうち重要なものを文化審議会の答申を受けて文部科学大臣が、重要文化財【第 27 条第 1 項】に、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いものでたぐいえない国民の宝たるものを国宝【第 27 条第 2 項】に、史跡、名勝、天然記念物(法律では総称して「史跡名勝天然記念物」)【第 109 条第 1 項】に、史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡名勝天然記念物【第 109 条第 2 項】に指定・選定等して、国の重点的な保護の対象としています。
- 指定・選定等された文化財については、現状変更、修理、輸出などに一定の制限が課される一方、文化庁は、有形文化財の保存修理、防災、買い上げ等や、無形文化財の伝承者養成、記録作成等、保護のために必要な助成措置を講じています。
- ここでは、定義と天然記念物に関する条項を抜粋します。
- 天然記念物のうち特に重要なものを特別天然記念物としています。しかし、法律上では、保護など方法について区別はされていません。
- 天然記念物に指定されるヒ、文化庁長官が管理する者を指定【第 113 条】して、滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがある場合は改善命令【第 121 条】を出すことによって、保護される形式をとっています。
- 「文化庁長官は、天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる」と規定【第 128 条】していますが、その名称は法律では明記されていません。文化庁の Web サイトには「天然保護区域」の一覧が掲載されていますが、この条項との関係は不明確です。

条項	条文	種類
第 1 条	(この法律の目的) 第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。	目的
第 2 条第 1 項	この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。 1 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。) 2 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。) 3 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で	定義

	我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。) 4 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁りよう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。) 5 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(以下「文化的景観」という。) 6 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)	
第109条 第1項	第7章 史跡名勝天然記念物 (指定) 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。	権限付与 (文部科学大臣)
第109条 第2項	文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。	権限付与 (文部科学大臣)
第109条 第6項	文部科学大臣は、第1項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。	義務 (文部科学大臣)
第113条 第1項	(管理団体による管理及び復旧) 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第119条第2項 ^{解釈上の注釈1} の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。 (解釈上の注釈1)第119条第1項では、管理団体がない場合は、「史跡名勝天然記念物の所有者が当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たる」と規定。ただし、第2項で所有者は管理責任者を選任できると規定。	権限付与 (文化庁長官)
第115条 第1項	第113条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章(第133条の2第1項^{解釈上の注釈2}を除く。)及び第187条第1項第3号^{解釈上の注釈3}において「管理団体」という。)は、文部科学省令^{解釈上の注釈4}の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。 (解釈上の注釈2)第133条の2第1項は、登録された記念物の管理団体または所有者が登録記念物保存活用計画を作成して文化庁長官に認定を受けられることを規定した条項。 (解釈上の注釈3)第187条第1項第3号では、教育委員会に対して、天然記念物の管理または復旧の技術的指導を求められるものとして、天然記念物の所有者または管理責任者を指定している。 (解釈上の注釈4)史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和29年文化財保護委員会規則第7号)。	義務 (指定を受けた法人)
第115条 第2項	史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令 ^{解釈上の注釈5} の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。 (解釈上の注釈5)特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物的現状変更等の許可申請等に関する規則(昭和26年文化財保護委員会規則第10号)。	義務 (指定を受けた法人)
第120条 第1項	(所有者による管理及び復旧) 所有者が行う管理には、第30条 ^{解釈上の注釈6} 、第31条第1項 ^{解釈上の注釈7} 、第32条 ^{解釈上の注釈8} 、第33条 ^{解釈上の注釈9} 並びに第115条第1項解	義務 (所有者)

	<p>釈上の注釈 10 及び第 2 項^{釈上の注釈 11} (同条第 2 項については、管理責任者がある場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第 35 条^{釈上の注釈 12} 及び第 47 条^{釈上の注釈 13} の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第 56 条第 1 項^{釈上の注釈 14} の規定を、管理責任者が行う管理には、第 30 条^{釈上の注釈 6}、第 31 条第 1 項^{釈上の注釈 7}、第 32 条第 3 項^{釈上の注釈 8}、第 33 条^{釈上の注釈 9}、第 47 条第 4 項^{釈上の注釈 13} 及び第 115 条第 2 項^{釈上の注釈 11} の規定を準用する。</p> <p>(^{釈上の注釈 6}第 30 条の条文は、「文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。」。</p> <p>(^{釈上の注釈 7}第 31 条第 1 項の条文は、「重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官町指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。」</p> <p>(^{釈上の注釈 8}第 32 条は「所有者又は管理責任者の変更」に関する条項。</p> <p>(^{釈上の注釈 9}第 33 条の条文は、「重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から 10 日以内に文化庁長官に届け出なければならない。」。</p> <p>(^{釈上の注釈 10}第 115 条第 1 項を参照。</p> <p>(^{釈上の注釈 11}第 115 条第 2 項を参照。</p> <p>(^{釈上の注釈 12}第 35 条は、管理又は修理に多額の費用がかかる場合、政府の補助が得られることを規定した条項。</p> <p>(^{釈上の注釈 13}第 47 条は、管理又は修理を文化庁長官に委託できることを規定した条項。</p> <p>(^{釈上の注釈 14}第 56 条第 1 項は、新所有者が文化庁長官の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継することを規定した条項。</p>	
第 121 条 第 1 項	<p>(管理に関する命令又は勧告) 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。</p>	権限付与 (文化庁長官)
第 122 条 第 1 項	<p>(復旧に関する命令又は勧告) 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。</p>	権限付与 (文化庁長官)
第 125 条 第 1 項	<p>(現状変更等の制限及び原状回復の命令) 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p>	義務 (所有者など)
第 128 条 第 1 項	<p>(環境保全) 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。</p>	権限付与 (文化庁長官)
第 129 条の 2 第 1 項	<p>(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定) 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令^{釈上の注釈 15} で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画(以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。 (^{釈上の注釈 15}重要文化財保存活用計画等町認定等に関する省令(平成 31 年文部科学省令第 5 号))</p>	権限付与 (管理団体、所有者)